

令和 4 年 5 月 25 日現在

機関番号：37102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K02797

研究課題名(和文) 日本語史資料としての古文書の研究 仮名文書の文体の成立と資料的価値について

研究課題名(英文) A Stylistic Analysis of Kanamonjo

研究代表者

辛島 美絵 (KARASHIMA, Mie)

九州産業大学・国際文化学部・教授

研究者番号：60233996

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本語史研究資料としての仮名文書(仮名が使用されている古文書)の資料性の解明を目的としたものである。鎌倉時代の仮名文書の文体に着目し、漢字専用文書や文学資料の文章との比較を行った。その結果、仮名文書の特色と見られる文章上の事項を明確にし、そこに「話し言葉」との共通性が認められることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

中世以前の日本語の話し言葉を解明するための研究資料はきわめて少ないが、本研究テーマの追求により、仮名文書が当時の日常の話し言葉を知るための研究資料となることを示し、都以外の地域の貴族以外の人々の言語表現を知るための研究資料となることを明確にした。今後、仮名文書を日本語史研究に活用していくことによって、中世以前の文章・文体史研究の発展、ならびに地域・身分に広がりを持った日本語の歴史記述が可能になる。

研究成果の概要(英文)：This is a linguistic study of Kana Documents in Kamakura period. Kana Documents are Old Documents; written in Kana, or written in both Kana and Kanji. The purpose of this study is to clarify the significance of Kana Documents as research material. In this study, I have investigated the photographs of the original Kana Documents of 2100 copies. And I have investigated the texts of 25 literary works written from the Heian period to the Kamakura period. As a result of this study, it was found that the texts of Kana Documents have something in common with spoken language.

研究分野：日本語学

キーワード：仮名文書 日本語史 文体 古文書 鎌倉時代 語彙 研究資料

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

- (1) 中世以前の日本語史研究では、都の貴族を中心とした「書き言葉」についての研究蓄積は大きい、「話し言葉」については殆ど解明されていない。しかし、日本語は古来さまざまな地域や社会の人々によって使用され現在の形になったのであり、特定地域の特定集団の書記言語のみの分析では日本語史研究は成立しない。そこで私は、新たな資料として鎌倉時代の仮名文書(仮名を使用した古文書)に着目した。
- (2) 古文書は<差出人と充名人が実在し、実生活上で遣り取りされたものである>という点において、現実社会で遣り取りされる「話し言葉」のあり方に最も近い文献資料である。加えて<奈良時代より多量の原本が残っている><作成された年月が明確なものが多い><書き手が地域的な広がりを持つ>等の資料的長所も有する。とくに仮名文書は、書き手が皇族から非教養層にまで広がるため、過去のさまざまな社会の人々(広い地域、さまざまな身分・教養にわたる人々)の日常の「話し言葉」の資料として大いに期待が持てる。
- (3) 従来、古文書が日本語研究に利用されることは殆どなかった。その理由は<各地に存するため全体像が把握しづらい><原本閲覧が難しい><特定の人物や事件に関わるものであるため文意がわかりにくい>といった資料調査上の難点による。しかし、近年は写真版や古文書テキストの公開等が促進され、資料をめぐる環境が改善されてきた。
- (4) これまでの研究によって、<仮名文書の中でも特に書状的な文書類(書状ほか、書状形式で書かれた申状や譲状など)に当時の「話し言葉」である可能性が高い事例が看取されること><仮名書き部分が多い仮名文書ほど、漢字専用文書とは異なる仮名文書独自の表現傾向が看取されること>が明らかになっている。

2. 研究の目的

- (1) 日本語史研究資料としての仮名文書(仮名が使用されている古文書)の資料性を解明する。
- (2) 仮名文書の表現の特色を明確にし、「話し言葉」研究の資料としての有効性を明らかにする。
- (3) 日本語史研究に仮名文書の活用を促し、中世以前の文章・文体史研究の発展に寄与する。

3. 研究の方法

(1) 調査対象資料

古文書は、鎌倉時代のものを調査対象とした。鎌倉時代の文書に着目するのは<この頃から仮名文書の量が多くなる><『鎌倉遺文 古文書編』の刊行により当時の古文書を俯瞰することが可能である>等の理由による。

古文書の種類では、証書類の譲状を主対象とした。譲状を主対象としたのは<仮名文書が比較的多く残っていること><財産の授受に際して個人の間で取り交わされる文書であるため、書き手に地域的・身分的な広がりがあること><内容や文章形式の共通性が高いので、仮名文書と漢字専用文書とで表現の比較を行いやすいこと>等による。

仮名文書は仮名の多寡により<仮名が多く使用されている文書><仮名と漢字が各半分程度の量の文書><漢字が多く使用されている文書>の3種に分類した。仮名を使用することが、どのような表現の特色と結びついているのかを検討するためである。

古文書以外の資料では、平安時代と鎌倉時代の物語・説話・軍記を調査対象とした。文学作品を対象としたのは、実用資料である仮名文書と全く異なるカテゴリーの文章と比較するためである。平安時代の作品も対象としたのは表現の時代的变化を見るためである。物語を対象としたのは<王朝の貴族による仮名の文体と比較するため>であり、説話・軍記を対象としたのは<仮名文書と同じく仮名を用いた作品が存すること><和文系と漢文系の両方の文章の作品が存すること><物語と比べ、読者に階層的な広がりを有すること>等による。

(2) 着目した表現と検討方法

原因・理由を表す「によりて」

「日本語史資料としての中世仮名文書の研究 「話し言葉」資料としての書状類の検証」(科研費・基盤研究(C)H24年度~H27年度 研究代表者:辛島美絵)によって、仮名文書と漢字専用文書とで「によりて」の使用傾向に差があることが明らかになっている。そこで本研究では、平安・鎌倉時代の諸資料中における仮名文書の表現の特色を捉えるために、物語・説話・軍記における「によりて」と比較を行った。

文の述語

仮名文書・漢字専用文書・物語・説話・軍記における文の述語を調査し、仮名文書と比較・検討した。文の述語に着目したのは、仮名文書の「によりて」節に動詞述語が多いこと(上記の調査結果による)が仮名文書の文章の特色とどのように関わるかを調べるためである。

譲与文言の文の表現

譲状では譲与文言の記載が必須であり、譲与文言を含む文には定型的なスタイルがある。それが仮名文書ではどのように実現されるかに着目し、仮名文書を仮名の多寡で分けて比較し、さらに漢字専用文書とも比較・検討した。

漢語の使用

仮名文書における漢語の使用に着目し、中世における漢字・漢語の広がりや一般化が仮名文書においてどのように読み取れるかを、仮名文書の書手や地域、仮名の量で整理し、検討した。

(3) 調査テキスト

上記(2) では、古文書は、仮名文書 439 通・漢字専用文書 255 通の譲状の原本の写真を調査対象のテキストとして用例を採取した。物語は、平安時代の『竹取物語』『伊勢物語』『大和物語』『平中物語』『うつほ物語』『落窪物語』『源氏物語』『堤中納言物語』『浜松中納言物語』『夜の寝覚』『狭衣物語』『とりかえばや物語』と鎌倉時代の『松浦宮物語』『住吉物語』(以上、底本『新編日本古典文学全集』)『在明の別』『石清水物語』『浅茅が露』『風に紅葉』(以上、底本『鎌倉時代物語集成』)を調査した。説話は、平安時代の『日本霊異記』『三宝絵』、院政・鎌倉時代の『宇治拾遺物語』『今昔物語集』(巻一二・巻一七・巻二七・巻二九)『十訓抄』を調査した(以上、底本『新編日本古典文学全集』)。軍記は平安時代の『将門記』(底本『新日本古典文学大系』)、鎌倉時代の『平家物語』(底本『延慶本平家物語本文篇』)を調査した。

上記(2) では、用例を多く採取するために『鎌倉遺文 古文書編』所収の譲状 1875 通を調査テキストとし、表現の細かな検討段階で原本写真を調査する方法をとった。

上記(2) では、譲状以外の文書も含めて 2100 通あまりの仮名文書の原本の写真に基づいて調査を実施した。

4. 研究成果

(1) 原因・理由を表す「によりて」を取り上げて、仮名文書を漢字専用文書・物語・説話・軍記と比較した結果は以下の ~ のごとくである。

譲状には「によりて」の用例が多い。仮名文書の譲状にも相当数の用例があるが、漢字書き部分が多い文書ほど用例が多く、漢字専用文書ではさらに多用される。物語や和文系説話の地の文では用例がきわめて少なく、院政・鎌倉時代の漢文系説話・軍記には用例が多い。

理由の「によりて」節内が「名詞述語」である割合と「有り無し述語」(「有り」「無し」等の存在の述語)である割合は、漢字専用文書、仮名文書ともに高いが、物語・説話・軍記では低い。

譲状の理由の「によりて」節の表現内容は類似するものが多いが、漢字専用文書に形式的な理由の占める割合が高いのに比して、仮名文書では内容を具体的に記す例が多い。物語・説話・軍記は、いずれも理由の内容は具体的に記される。

理由の「によりて」節内が「動詞述語」である割合は、仮名文書に高く、漢字専用文書では低い。物語では鎌倉時代の『松浦宮物語』でのみ高く、説話・軍記も院政・鎌倉時代のものが高い。

上のうち、仮名文書と漢字専用文書とに共通する特色として認められるのは、の「によりて」の多用と、の「名詞述語」「有り無し述語」の多用である。の「によりて」の多用は、物語と和文系説話に見られないこと、漢字書き部分が多い文書ほど多用されること、の「名詞述語」「有り無し述語」の多用は文学資料に見られないことから、これらは古文書の譲状としての表現の特色であり、仮名文書においては、漢字専用の譲状の表現に従った部分だと判断される。とくに「名詞述語」は、仮名主体の文書においても相当数の例が見られる。「かういちやうしまこたるによりて」(深堀仲光後家尼譲状案 寛喜 4(1232)年 2月 18日 肥前深堀文書 『鎌倉遺文 古文書編』4278号)や、「しけむねかしりやうたるによりて」(重宗山等譲状 嘉元 3(1305)年 4月 18日 若狭秦金蔵氏文書 『鎌倉遺文 古文書編』22168号)のごとく多くはタリ系であり、形容動詞も少ない。これらの書き手のほとんどは地方在住の武士やその妻たちであるが、彼らにおいても使うことをよしとされた古文書の表現(古文書用語)だと見ることができよう。

一方、仮名文書が漢字専用文書と異なる表現傾向を見せているのが、の理由の内容の具体的な記述と の「によりて」節内の動詞述語の多さである。これらは譲状の様式に従って譲渡理由を「によりて」で記しつつも、その節内に仮名文書ならではの表現がされている部分と見てよからう。に見える仮名文書の記述の具体性は、辛島美絵(2014)で「べからず」の調査から指摘した<抽象化、単純化をせず、具体的にありのままに叙述する>傾向に繋がるものと思われる。譲状には譲渡理由を記載しない場合も多くあるが、記す場合には、仮名文書は「いへさね、しんしもためによりて」(大神家実譲状案 正治元(1199)年 12月 6日 豊後都甲文書 『鎌倉遺文 古文書編』1090号)などのように具体的に記す例が多い。対して漢字専用文書は、譲渡理由を記載しない譲状の割合は仮名文書より少なく、「依有子細」のような具体性のない譲渡理由が記されることが多い。物語や説話の理由の「によりて」は、形式ではなく内容上の必要によって使用されるので、記載された理由が具体的であるのは当然であるが、仮名文書の場合もこれに近く、表現の主眼が形式的な整備よりも具体的な記述にあることが伺われる。の「動詞述語」は、「二郎つねむら八出家して、きみの御大事二あふましきにて」(平西仁譲状案 貞応 3(1224)年 5月 29日 長門三浦家文書 『鎌倉遺文 古文書編』3242号)のようなものだが、仮名文書と同時期の鎌倉時代の文学資料にも仮名文書と同様に動詞述語が多い傾向が見出されたことから、その理由を検討するための新たな調査が必要となった。

(2) 上記(1) をふまえ「仮名文書はなぜ漢字専用文書の表現の型に倣わず、文学資料のようなく動詞述語+によりて>型を多用したのか」を問いとして設定した。仮名文書の<動詞述語+によりて>型の多さが、何に基づく文章上の特色であるかを明らかにするため、文の述語の調査

を実施し、漢字専用文書・物語・説話・軍記と比較した。その結果、文の動詞述語については、次のことが明らかになった。

漢字専用文書では割合が低い、文学資料では高い。

仮名文書では漢字専用文書よりも割合が高い。仮名が多い文書ほど割合が高く、文学資料の割合に近づく。

譲状において動詞述語に「によりて」が接続する割合は、仮名が多い文書ほど高く、漢字専用文書が最も低かったが、文の動詞述語を見た場合も、仮名が多い文書ほど高く、漢字専用文書が最も低いという、同様の傾向がみられた。

のように文の述語の傾向が漢字専用文書と物語類とで大きく異なるのは、財産の譲渡を証する譲状と、人をめぐる出来事を筋をもって語る文学作品とで、その目的の相違が表現に反映したものと捉えられる。物事を時間とともに発生する動きとして捉え、時に即して述べる、すなわち動詞述語の文で表現するのか、いったん動きの場を離れて、事、物あるいは状態としてまとめて捉え、述べる、すなわち名詞述語や存在の述語、形容詞述語の文で表現するかは、表現者による世界の切り取り方、まとめ方における重要な文体的な差異である。名詞述語の文が多い譲状は、経緯をまとめて物事・状態として相手に伝えることを主眼とした文体で、動詞述語の文が多い物語類は、人や事物の動きを捉え、時間に即して出来事を展開させ、述べることを主眼とした文体だと、大きく捉えることができよう。

そのような対立の中で、のように、仮名が多い文書ほど物語類に近いのは、仮名文書が人の動きや出来事を時に即して表現する点で物語に近いからだと考える。譲状は譲渡の経緯を真実として認めてもらうことを眼目とするが、仮名文書では、抽象化せず具体的に一つ一つの動作・事物に添って述べることで、譲渡の事実や約束に説得力を持たせたのではないかと考えるのは、辛島美絵(2014)で「べからず」の用法を検討した際に、仮名文書の表現に個別性や具体性が見られたことに基づく。現代語の日常会話では、説得しようとするなら、すこし長くなっても、細部を再現し、具体的に相手に伝えようとするが、仮名文書は、仮名を使うという利点によって、一つ一つの動作・事物に添って具体的に述べる事ができた。このような、個別性、具体性のために仮名文書と日常生活の実際の会話との表現の共通性を指摘することができる。

(3) 譲状の譲与文言を含む文の定型的な型が仮名文書でどのような文章として実現されるかを調査し、漢字専用文書と比較・検討した。当該の定型的な型とは、

譲渡 田地壹處事

合貳段半者

在左京九條左京職内号石田

右、(A)田地者、西念先祖相傳之間、管領無相違。【而】(B)橘次兵衛尉光貞仁所譲与也。但於本證文者、依有類地、不及付渡也。全不可有他人妨。仍為後日、譲状如件。

安貞二年戊子十月十七日

西念(花押)

(西念田地譲状 安貞 2(1228)年 10月 17日 東寺百合文書ミ 『鎌倉遺文 古文書編』 3785号)

の下線部のごとく、譲与対象を列挙したあと、「右、」に続いて、「所有者の正当な所有物であることを明示する文(Aの部分)+接続表現(ここでは「而」)+譲与することを明示する文(Bの部分)」の形で記されるものである。この形式に着目して調査・検討した結果は、以下のごとくである。

文書の仮名の多寡によって、当該形式の使用数に差があるかどうかを調査し、全用例を辛島美絵(2019)(2020a)(2020b)(2021)に公開した。その結果、全体の文書数 1806 通のうち当該の定型的表現を有する文書は 971 通で、その使用率(全体の文書数中に占める当該定型を使用する文書数の割合)をみると、<仮名の多寡にかかわらず全体的に半分ほどの譲状で当該の定型的表現が使用されていること><漢字が多い文書は使用率が高めであること>が分かった。当該形式の年代別の変化について調査し、前半期として作成年が 1185 年から 1259 年までの 75 年間の文書、後半期として 1260 年から 1334 年までの 75 年間の文書をまとめた(下表参照)。

表からは、仮名文書における当該形式の使用率は、譲状全体における仮名文書数の増加とともに

		前半期			後半期			全体の文書数の前・後比	使用率の前・後比
		当該定型使用文書数	全体の文書数	使用率	当該定型使用文書数	全体の文書数	使用率		
仮名文書	仮名主体文書	27	121	22%	226	512	44%	4.2	2.0
	仮名半分文書	6	16	38%	54	102	53%	6.4	1.4
	漢字主体文書	64	99	65%	162	244	66%	2.5	1.0
漢字専用文書		196	310	63%	236	402	59%	1.3	0.9
合計		293	546	54%	678	1260	54%	2.3	1.0

に増加しており、仮名文書の普及につれて漢字専用文書の定型的表現が<仮名主体文書>のような仮名の多い文書にも浸透・拡大していったことが読み取れる。このような年代的な変化は仮名文書の文体の形成や変遷を考究する材料となることから、さらに追究すべき問題と目される。

当該形式を使用しない文書の表現について調査した結果、当該形式を使用しない文書は、内容上の理由から使用しない場合がほとんどであるが、仮名文書には、少数ながら同様の内容を異なる文章で表現した例が見られることが分かった。仮名文書が当該形式に倣わずに、どのよう

な文章で表現したかを検討することは、仮名文書の文体を明らかにするための鍵となると考えられる。

当該形式における接続表現の種類について調査し、その接続表現を文書の仮名の多寡ごとに分類した。当該定型の接続表現は、仮名の多寡に関わらずいずれの文書類でも「しかるを類」（しかるを・しかるに・しかれば・しかれども）が半数以上を占める。「しかるを類」以外では様々な接続表現が見られるが、仮名文書と漢字専用文書で共通するものと、〈仮名主体文書〉にのみに見られるものがあることが分かった。仮名が多い文書類に特徴的な接続表現の例は、量的には少ないが日本語史資料としての仮名文書の価値を明確にする鍵となると考えられる。

上記と の課題を追求し、仮名文書の特色を当時の古文書ならびに他の日本語資料の中に位置づけるためには、量的に多い部分、つまり仮名文書にも漢字専用文書にも共通する譲状の典型的な文章についての検討を踏まえる必要があることから、当該形式のうち接続表現に「しかるを類」を使用するものを最も通用した型と認定し、この型の文章に見られる仮名文書と漢字専用文書の表現の差異について考察した。その結果、次の(ア)～(ウ)の3点が明らかになった。

(ア) 仮名文書と漢字専用文書は当該の文章の語彙、語法、文の構成が共通するものが多い。漢字専用文書と共通する仮名文書は〈漢字主体文書〉に最も多いが、〈仮名主体文書〉〈仮名半分文書〉でも八割程度の文書は一見して漢字専用文書と同様の文章だと判断できる。

(イ) 仮名文書が漢字専用文書の当該の文章と異なる表現をする場合、その相違は、文の構成法と使用語彙に見ることができる。

(ウ) 文構成法における仮名文書の特色として、文の不整備 具体的には、文を述語に向けてすっきりと集約せず、繰り返しや、挿入や追加を用意なく行う傾向 が挙げられる。これは口頭言語によく見られる文構成法であるが、漢字専用文書では稀であり、仮名文書においては〈仮名主体文書〉を中心に用例が多い。書き手は在地の領主や女性たちであり、当該形式の用語への十分な理解がなかった可能性は高い。そこで、定型に拠ろうとすつつも文章の不整備が起こり、口頭語的な表現法が現れたのではないかと推測する。定型に拠る傾向が強い譲与文言の部分であるだけに、意図的に型と異なる表現を用いたのではなく、日常に書き手が使用している表現法が無意識に混入したものだと考えられる。

(4) 仮名文書における漢語の使用に着目し、中世における漢字・漢語の広がりや一般化が仮名文書においてどのように読み取れるかを、仮名文書の書手や地域、仮名の量で分類・検討し、次の 2 点を明らかにした。

古文書用語の漢語については〈一般的な漢語が古文書用語に変化する場合〉と〈古文書用語が一般的な漢語に変化、普及する場合〉が認められ、古文書用語と一般社会の漢語とは相互に深く関わりをもちながら使用されていた。

地方の武士の仮名文書の表現から一部の漢語の日常化が認められるが、全体としてみると彼らの漢語の使用率は高くはなく、日常的には和語を主とした言葉のやり取りがされていた可能性が高い。

(5) まとめと課題

上記(1)～(4)の成果により〈仮名文書は古文書の表現の型に倣いつつも、型の中に仮名文書ならではの表現法(時に即して述べる、具体的に述べる)や文の構成法がとくに仮名が多い文書に多く指摘され、そこに日常の話し言葉との共通性が見られること〉と〈漢語を通じた古文書用語と一般の用語との関連性〉を指摘し、今後の仮名文書の資料性研究の着目点として〈年代による文体の変化〉〈定型に倣わない独自の語や表現の存在〉を指摘した。

仮名文書の文体がどのように成立したかについての結論は得られなかったが〈鎌倉時代のなかでも仮名文書の表現に変化がみられること〉〈漢字専用文書とは異なる表現をする部分があること〉〈文学資料との共通性が見られること〉が明らかになったので、今後、他資料との比較を継続することで仮名文書の文体の特色と成立について一定の見解が得られることが予想される。

<引用文献>

『鎌倉遺文 古文書編』竹内理三編 東京堂出版 1～42 巻 1971～1991 年 補遺 1～4 巻 1994～1995 年

辛島 美絵(2014)「日本語史資料としての仮名文書 仮名文書と『徒然草』」『九州産業大学国際文化学部紀要』57号、pp.13-37

辛島 美絵(2019)「仮名文書の文体 譲与文言における接続形式の分類」『九州産業大学国際文化学部紀要』73・74 合併、pp.1-28

辛島 美絵(2020 a)「仮名文書の文体 譲与文言における接続形式の分類(2)」『九州産業大学国際文化学部紀要』75号、pp.43-71

辛島 美絵(2020 b)「仮名文書の文体 譲与文言における接続形式の分類(3)」『九州産業大学国際文化学部紀要』76号、pp.1-28

辛島 美絵(2021)「仮名文書の文体 譲与文言における接続形式の分類(4)」『九州産業大学国際文化学部紀要』78号、pp.1-25

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 2件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 辛島美絵	4. 巻 130.131合併号
2. 論文標題 仮名文書の資料性 譲状の定型的表現から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 語文研究	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 辛島美絵	4. 巻 78
2. 論文標題 仮名文書の文体 譲与文言における接続形式の分類（4）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 九州産業大学国際文化学部紀要	6. 最初と最後の頁 1-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 辛島美絵	4. 巻 76
2. 論文標題 仮名文書の文体 譲与文言における接続形式の分類（3）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 九州産業大学国際文化学部紀要	6. 最初と最後の頁 1-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 辛島美絵	4. 巻 75
2. 論文標題 仮名文書の文体 譲与文言における接続形式の分類（2）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 九州産業大学国際文化学部紀要	6. 最初と最後の頁 43-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 辛島美絵	4. 巻 226
2. 論文標題 仮名文書の文体 譲状の場合	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 全国大学国語国文学会『文学・語学』	6. 最初と最後の頁 132-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 辛島美絵	4. 巻 73.74合併号
2. 論文標題 仮名文書の文体 譲与文言における接続形式の分類	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 九州産業大学国際文化学部『九州産業大学国際文化学部紀要』	6. 最初と最後の頁 1-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 辛島美絵	4. 巻 69
2. 論文標題 仮名文書の資料性 説話の「によりて」節との比較	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 九州産業大学国際文化学部紀要	6. 最初と最後の頁 35-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 安部清哉、辛島美絵他、全14名	4. 発行年 2020年
2. 出版社 朝倉書店	5. 総ページ数 224 (担当箇所79-90)
3. 書名 中世の語彙	

1. 著者名 日本語学会 編 (野村雅昭、月本雅幸、田中牧郎、辛島美絵他、409名)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 東京堂出版	5. 総ページ数 1328 (担当363, 536-538)
3. 書名 日本語学大辞典	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------